

# 小坂小学校避難所運営マニュアル

《 地域の力を結集するために 》

平成29年1月29日

小坂小学校避難所運営ルールづくり会議

# 1 避難所（三二防災拠点）とは

- ✓ 現在、鎌倉市が管理する市内の小・中学校（24校）が指定されています。
- ✓ 大規模災害が発生した時に、多くの避難者が、一定期間、臨時の生活拠点として利用する施設です。
- ✓ 避難者が生活できるように、当面必要な数量の、非常食、毛布、救急セット、簡単な炊事等の防災資機材が備蓄されています。
- ✓ 避難所の運営には、鎌倉市職員、学校職員、避難者、そして自主防災組織の構成員である防災リーダーが携わります。

## 2 避難所への参集と開錠

- ✓ 鎌倉市職員、小坂小学校職員、防災リーダーが参集します。
- ✓ 避難所の鍵は、各主体から指名された者が保管しており、一番早く避難所に到達した者が開錠します。
- ✓ 鍵の保管者が到達していない場合、防災リーダーが10名以上参集した段階で、小坂小学校と事前調整した緊急措置を講じて入場します。

### ※ 小坂小学校避難所運営に携わる防災リーダーについて

- ✓ 予め、各自主防災組織からメンバーを募って、名簿を作成します。
- ✓ メンバーは、日頃の防災訓練等によって防災知識やスキルの習得を行います。
- ✓ メンバーは固定するのではなく、随時入れ替えを行います。

### 3 避難所施設の安全確認（その1）

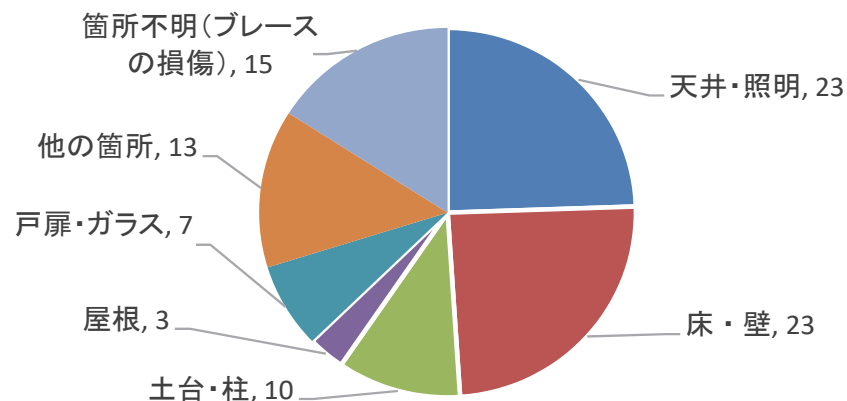
- ✓熊本地震における熊本県内の公立学校避難所の被災特性を踏まえることにより、特に、体育館の点検を慎重に行います。

#### 避難所として使えなかった学校施設

避難所開設数	避難所として使えなかった施設		
	校舎	体育館	計
223	4	73	77

熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会資料、熊本県教育委員会（2016,6.13）を参照して作成

#### 体育館が避難所として使えなかった理由（破損箇所数）



## 4 避難所施設の安全確認（その2）

- ✓避難所施設全体の安全確認表（マニュアル参照）を使用して行う他、体育館は、特に防災リーダーが下表に基づく点検を行います。

体育館における安全点検の方法

点検箇所	使用不可を検討すべき被害状況の例
天井・屋根	天井版の破損・落下、鋼材（ブレース）の変形、ガセットプレートの損傷、ボトルの破断・落下
梁・柱	コンクリートのひび割れ・鉄筋の露出、鋼材の変形
壁	コンクリートのひび割れ、モルタルの剥離・崩落、バスケットゴールの部品破損
床	床材の浮き上がり・陥没、落下物の散乱
基礎・土台	コンクリートのひび割れ・破損
窓・戸扉	窓枠の変形、ガラスの破損・散乱、開閉できない
コンクリート床版	ひび割れ、隆起・沈下

※ 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会資料、熊本県教育委員会（2016.6.13）を参照して作成

# 5 備品の確認と生活必需品の確保

## ＜防災倉庫内の備品の確認＞

- ✓防災リーダーは、備品倉庫内に備え付けられた備品リストをもとに品目・数量を確認します。

## ＜生活必需品の確認・復旧＞

- ✓夜間照明のため、非常用発電機、照明器具等を設置します。
- ✓給水塔の残量を確認し、必要に応じて給水車を手配します。
- ✓南側通用門付近にある湧水、プールの水を活用します。
- ✓全館のトイレを対象に、洗浄水や清掃器具等を配置します。
- ✓寒い季節では、屋外に暖を取るための焚き火を用意します。

# 6 避難所施設のレイアウトづくり

## <基本条件>

- ✓ 避難所施設の使用については、学校側の事情が優先されます。
- ✓ 普通教室は、原則使用禁止となり、避難者の状況によっては、学校側と使用の許可について協議することになります。
- ✓ グラウンドでの一般車の駐車（車中泊）は、実態把握が困難であることや健康上のリスクがあることから禁止します。

## <避難者数に応じた施設使用の優先順>

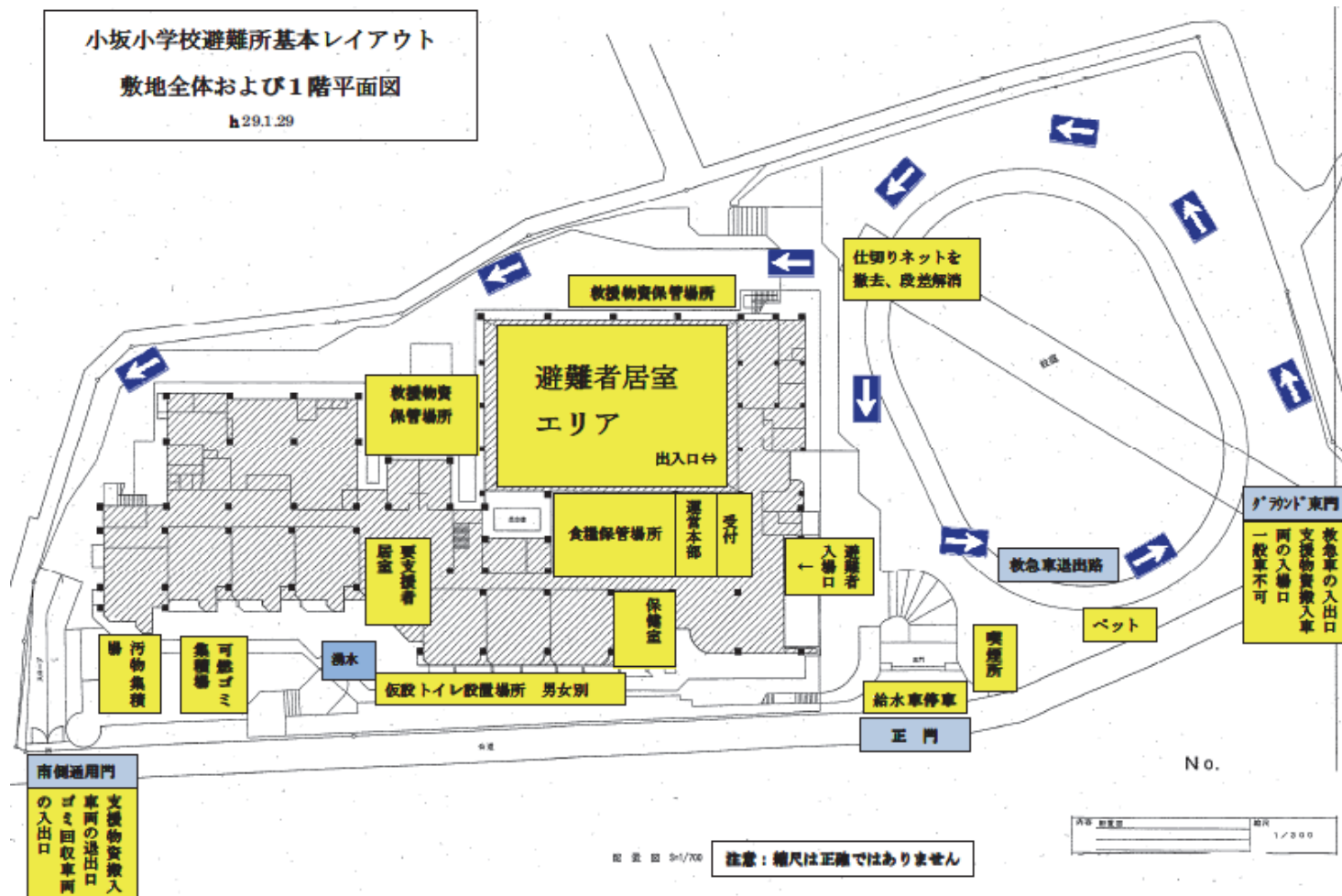
- ① 体育館
- ② 体育館 + 特別教室
- ③ 体育館 + 特別教室 + 普通教室（状況によって判断する）

## <使用できない諸室>

\* 校長室、職員室、事務室、放送室、給食調理室、図書室、理科室等（学校の運営・管理、安全管理が必要な諸室）

# 7 避難所の敷地全体のレイアウト (基本レイアウト)

✓基本レイアウト：協議対象を含まない開設当初を示します。







# 9 避難所の共有ルールづくり

✓避難所共通ルールは、防災リーダーが以下の例（主なもの）を基本にして決定します。

## 【基本的な心構え】

- お互いが、譲り合い、思いやる心で共同生活を行う。
- 避難者同士のトラブルは最終的には防災リーダー長の仲裁に従う。

## 【生活の基本】

- 起床：6時、清掃：朝9時、消灯：夜9時、等
- 屋内は土足厳禁とし、履物は各個人で管理する。
- 所持品や貴重品は各自が管理する。
- 弁当等の食べ残しは必ず処分する。
- 飲酒は他の人に迷惑をかけない程度とする。
- 避難所からの退所や他に移動する場合は、行き先等を必ず届け出る。

## 【場所を決めて行うこと】

- 喫煙は屋外の指定された場所で行う。
- 携帯電話は指定された場所で使用し、消灯時間は電源を切る。
- 見舞い客等とは決められた面会場所で応対する。
- ペットは屋外の指定された場所に繋ぎ、保有者が管理する。

# 10 傷病者・災害時要支援者への対応

## ＜傷病者への対応＞

- ✓ 小阪小学校は、鎌倉医師会から医療スタッフが派遣されることになっており、原則医療スタッフが傷病者に対応します。
- ✓ 医療スタッフが到着するまでは、防災リーダーが軽傷者の処置を行います。しかし、傷病の程度が重い場合は、救急車を要請するか、医療救護本部に連絡して指示を仰ぎます。

## ＜災害時要支援者への対応＞

- ✓ 防災リーダーは、要支援者の専用スペースを確保します。
- ✓ 介護は原則世帯で行います。
- ✓ 必要に応じて、市職員を通じて本部救護担当に連絡し、二次避難所等への移動の調整を依頼します。或いは、ボランティアセンターに専門ボランティアの派遣を要請します。

# 11 帰宅困難者や在宅避難者への対応

## ＜帰宅困難者への対応＞

- ✓ 帰宅困難者に対しては、的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
- ✓ 帰宅困難者は広域避難所等に向かって戴きますが、移動が困難である場合は、災害対策本部に連絡し、一時滞在を認めます。

## ＜在宅避難者への対応＞

- ✓ 在宅避難者への給食、給水、物資配給等の支援を行います。
- ✓ 防災リーダーは、自治町内会の在宅避難者名簿に基づき、救援物資の配布ルールに則って、在宅避難者への給食、給水、物資配給等の支援を行います。
- ✓ 但し、十分な数量の救援物資や運搬手段が条件になります。

# 12 小坂小学校避難所運営委員会の設置

## ＜運営委員会の設置時期＞

- ✓ 地震発生直後の応急的な対応が落ち着いてきた段階
- ✓ 災害発生から24時間後から48時間後が目途

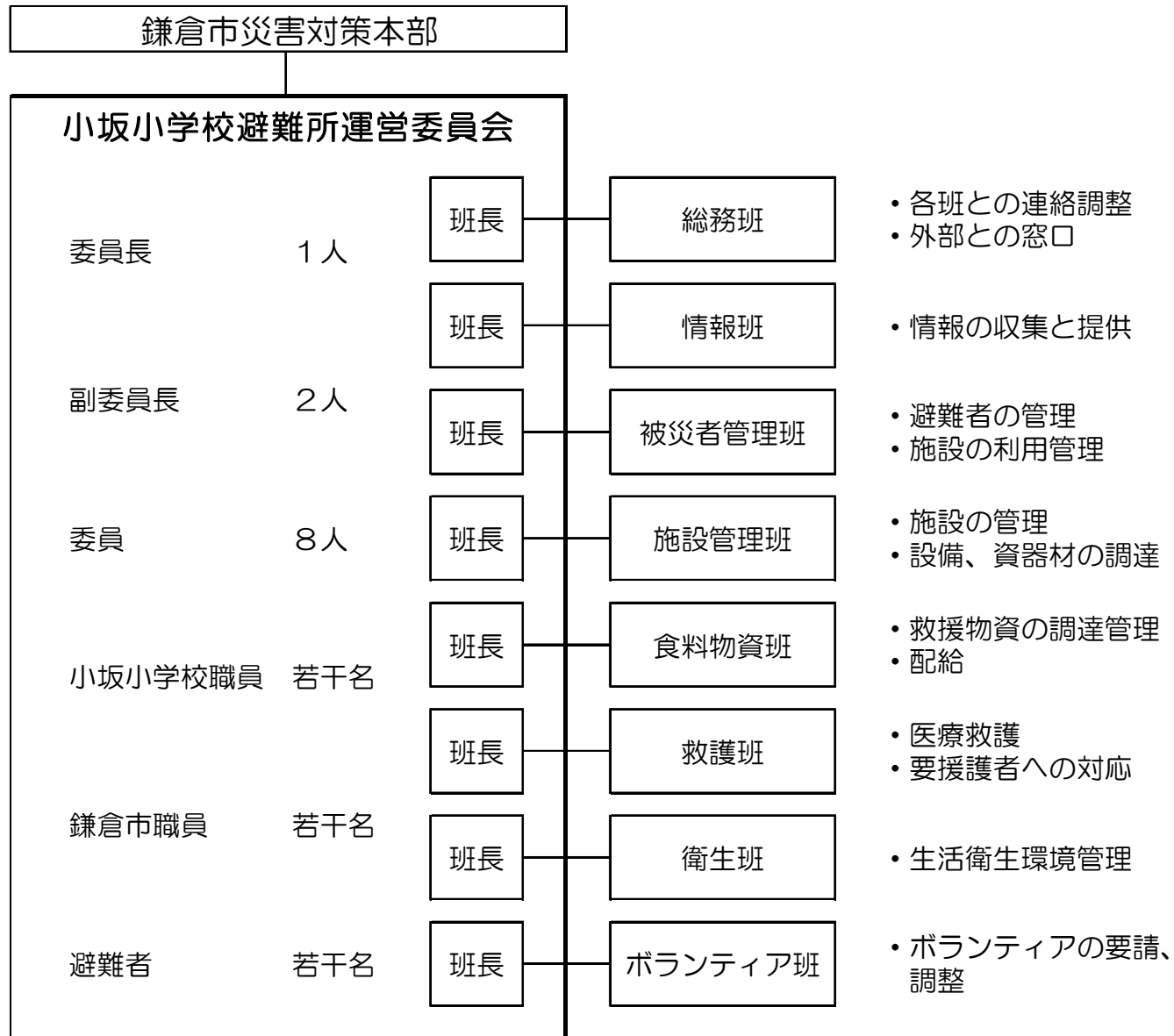
## ＜運営委員会の活動による可能性の拡大＞

- ✓ 避難者の声を迅速に反映し、避難生活の質をより高めます。
- ✓ 防犯、健康管理（感染症防止）等に組織的な対応ができます。
- ✓ ボランティアによる支援活動が円滑かつ的確に推進できます。
- ✓ ネットを通じた情報発信が、支援の輪を地球規模に広がります。

## ＜運営委員会の開催＞

- ✓ 代表者会議：1日1回、委員が出席して開催します。
- ✓ 班別会議：適宜、各班毎にメンバー同士が話し合います。

# 13 小坂小学校避難所運営体制組織図



# 14 避難所運営の基本方針 (スローガンの例)

## ＜情報や意思の疎通＞

- ✓ 情報伝達は、常に見える化するよう、工夫しましょう！
- ✓ 女性や障害者の声を聞くよう、チャンスを作りましょう！

## ＜体調の管理＞

- ✓ トイレの近い人には、声を掛けてあげましょう！
- ✓ 座った体制で過ごせるよう、背もたれに工夫しましょう！
- ✓ 音楽に合わせて、決まった時間に体操をしましょう！
- ✓ 子どもの居場所、キッズルームを作りましょう！

## ＜心身のケア＞

- ✓ 女性のプライバシーは、男性こそが守ってあげましょう！
- ✓ 声かけ・見守りは、周りの人から始めましょう！
- ✓ ペットが家族の人もあります、見守ってあげましょう！

## ＜避難所外部との接触＞

- ✓ 外国人や帰宅避難者にも、出身地等を聞いてみましょう！
- ✓ 在宅避難者への支援も忘れないようにしましょう！

# 15 避難所管理の基本方針 (スローガンの例)

## <衛生管理>

- ✓ 手洗い、消毒、うがいの励行、マスク着用に心がけよう！
- ✓ 配食は食べられる分だけ貰おう、残飯は直ぐに捨てよう！

## <食事管理>

- ✓ 時間を決めて、みんな一緒に食べよう！
- ✓ 塩分は控えめ、野菜は多めに採ろう！

## <心身の健康管理>

- ✓ 1日1回、自分のペースで体を動かそう！
- ✓ 人と話をしよう、困った時は、健康、食物、故郷ネタ！

## <感染症対応>

- ✓ 急な発熱、頭痛、喉の痛みは、インフルエンザだよお！



# 16 避難所撤収時の課題

- ✓ 避難所撤収の準備は、撤収時期が決まらない段階から、撤収プログラムの検討、避難者との合意形成を始めます。

## ＜撤収に向けたプログラムの始まり＞

- ✓ 居住スペースの縮小
- ✓ 避難空間と教育空間との区分け
- ✓ 避難者の勝手な振る舞いの抑制（共通ルールの周知徹底）

## ＜避難者の生活再建の支援＞

- ✓ 応急仮設住宅への入居に関する情報の提供
- ✓ 避難所撤収後の生活情報（衣食住、医療等）の提供

## ＜避難所の閉鎖＞

- ✓ 避難者に対する閉鎖時期と撤収準備等の説明会の開催
- ✓ 災害対策本部への引き継ぎ
- ✓ 避難所運営委員会の解散
- ✓ 避難所の閉鎖

**最後までご静聴ありがとうございました**

